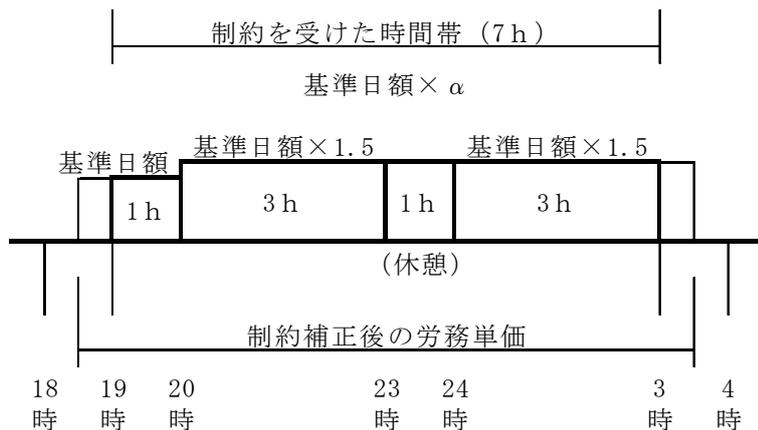


【例 2】 18 時～4 時の時間帯の中で 19 時～3 時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned} \text{補正後労務単価} &= [\text{基準日額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\ &= \text{基準日額} \times 1.428 \times 1.14 \\ &= \text{基準日額} \times 1.628 \end{aligned}$$

ただし、 α = 割増し率

$$\begin{aligned} &= (1\text{h} \times 1.0 + 6\text{h} \times 1.5) \div 7\text{h} \\ &= 1.428 \end{aligned}$$

$$\text{割増し賃金} = \text{基準日額} \times 0.428$$

- ・ 19 時～20 時は、3 (1) により基準日額を計上
- ・ 20 時～3 時は、3 (2) による補正

3 冬期屋外工事の労務歩掛補正

冬期屋外工事における作業中の採暖時間、降雪待ち時間の増加及び就業時間の減少による実作業時間の短縮等に対する歩掛を補正する場合は下記による。

- (1) 冬期屋外工事の歩掛補正は、工期が 10 月 1 日以降に始まり、当該年度の 3 月 31 日までである工事で、かつ、11 月 1 日から、3 月 31 日までの期間が全工期日数の 2 分の 1 を越える屋外工事について補正の対象とする。

ただし、下記工種等については適用しない。

- 1) 主体工事がトンネル坑内作業のもの、工場製作、その他屋内作業と認められる工事
 - 2) 除雪、排雪、コンクリート防寒養生（ただし、コンクリート防寒仮囲い設置・撤去作業には適用する）、その他屋外作業であっても歩掛が冬期条件下で施工することが前提となっている工事
 - 3) 交通誘導警備員
- (2) 歩掛補正は、屋外労務作業に従事する作業員を対象に行うものとし、冬期の特殊現場条件に対し必要となるコンクリートの保温養生費、除排雪費等は、本補正とは別途に必要額を積算する。

なお、機械作業には、運転手の労務費についてのみ補正するものとする。